

## 大学発先端研究成果展開支援事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

### 1 委託する業務の目的および内容

別添「大学発先端研究成果展開支援事業業務委託仕様書」参照

### 2 契約条件

(1) 契約形態

委託契約

(2) 契約期間

令和8年6月9日(予定)から令和9年2月26日まで

(3) 予定価格

1件当たり6,500千円(消費税および地方消費税(10%)を含む)

(4) 採択件数

2件(予定)

### 3 参加資格

仕様書に示されている要件を理解し、以下の資格要件すべてを満たす者を、本プロポーザルへの参加資格を有する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等による手続きを行っている団体でないこと。
- (5) 滋賀県内に所在し、大学法人またはこれに準じた教育機関としての法的認証を受けていることに加え、県内において常時教育活動や研究開発を実施しているキャンパスまたは拠点を有する大学(国公私立を問わない)。

### 4 説明会の開催について

説明会は開催しない。

### 5 提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、次の(1)から(5)までの書類(以下「企画提案書等」という。)を作成し、提出すること。なお、(2)企画提案書および(4)概算見積書は電子メールでも提出すること。

宛先／ E-mail:fd0002@pref.shiga.lg.jp

(1) 参加申込書(様式1)1部

(2) 企画提案書

ア 体裁および部数

体裁:A4 様式は任意とし、枚数は7枚程度を目安とする。

(様式3に参考様式を提示)

部数:1部

イ 内容

次に掲げる事項について、8(3)に掲げる評価項目に基づき、具体的な実施方法や内容を記載すること。また、本事業の効果を高めるための工夫や独自の提案について、併せて記載すること。

(ア) 事業実施体制(組織体制、実施責任者、担当者、業務提携事業者等)

※再委託等を想定する場合は、業務実施体制に記載すること。

(イ) 競争的資金の獲得、参画実績(実績が分かるURL等をつけること)

(ウ) 県内中小企業の技術やビジョンを理解し産業化につながる技術であること。

(エ) 企業との共同研究の実績があること。

(オ) 事業全体の設計およびスケジュール、および将来の外部資金を含めた産業化までのロードマップ

(3) 添付書類

ア 企業・団体等概要書(様式2)または企業・団体等の概要説明書(パンフレットやHP等でも可)1部

(4) 概算見積書

ア 体裁および部数

体裁:A4 縦仕様 枚数は制限しない。(様式5)

部数:1部

イ 作成上の留意事項

(ア) 概算見積書には、「大学発先端研究成果展開支援事業業務委託仕様書」に掲げる業務委託について、着手から契約終了までに要する経費とその内訳を明記すること。

(イ) 研究に必要な備品については、原則としてリースで対応すること。やむを得ず購入する場合は、その理由を「備品購入必要理由書」に明示し、提出すること。

(ウ) 消費税および地方消費税を含むこと。

(エ) 企業・団体等の名称、所在地住所、代表者名、担当者名があること。

- (5) 社会政策推進面に係る関係書類(該当する場合のみ提出)
- ア 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証(滋賀県発行)の写し 1部
  - イ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し 1部
  - ウ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し 1部
  - エ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し 1部
  - オ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書 1部
  - カ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(滋賀県発行)の写し1部
  - キ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し 1部
  - ク 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知(滋賀県発行)の写し 1部
  - ケ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し 1部
  - コ 「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、(ア)については、審査登録機関の証明書の写しを、(ア)以外については、認証、登録証の写し1部
    - (ア)国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証
    - (イ)一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録
    - (ウ)特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
    - (エ)一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

## 6 企画提案書等に関する質問および回答

本業務および本プロポーザルに関する質問については、以下の方法により受付および回答を行うこととする。その他の方法による質問には回答しないので注意すること。

### (1) 質問方法

様式4の質問票により、電子メールのみで下記13に示す場所へ提出すること。

なお、電子メールを送付した場合は、受信の確認を行うこと。電話または口頭での質問は受け付けない。

(2) 質問受付期限

令和8年5月21日(木曜日) 正午まで

(3) 回答方法

受け付けた質問事項とそれらに対する回答を集約したものを、令和8年5月25日(月曜日)までに、質問者に電子メールで回答するとともに、以下の県ホームページに回答を掲載する。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/syougyou/>

## 7 企画提案書等の提出期限

(1) 提出期限

令和8年6月2日(火曜日) 17時まで

※ 時間厳守とし、郵送の遅れは考慮しない。

(2) 提出場所および提出方法

下記13に示す場所に、持参または郵送で提出すること。

ア 持参の場合は、土曜日、日曜日および祝日を除く、9時から17時までとする。

イ 郵送による場合は、差出し、受領の記録が残る簡易書留郵便とし、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

## 8 審査

(1) 審査概要

(ア) 当該が設置する審査会において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき、提出された企画提案書等の審査を行い、予定価格の制限の範囲で、総合点の高い順に上位2者を、当該業務の契約予定者とする。なお、集計が同点の場合は、審査委員長の審査結果が上位の者を選定する。

ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者とししないものとする。

(イ) 審査は、原則として、提出された企画提案書等により行う。ただし、審査会が必要と認めた場合には、参加者へのヒアリングを実施する場合がある。

(2) 評価項目および評価点

提出された書類等をもとに、別添の評価基準で定められた評価項目および評価点により審査する。

(3) 選定結果の通知

審査会における選定結果は、速やかに参加者に書面で通知する。なお、審査に関する問い合わせには応じない。

#### (4) その他

審査会で契約予定者に選定されなかった参加者は、通知を受けた日から起算して5日以内(土曜日、日曜日を除く。)に書面(任意の様式)によりイノベーション推進課に対して不採用の理由についての説明を求めることができる。説明を求める書面を受け取った日から起算して5日以内(土曜日、日曜日を除く。)に当該説明を求めた参加者に対して書面により回答する。

### 9 契約の締結

審査会後に企画提案内容についての具体的な内容や経費等を精査し、選定した契約予定者と速やかに契約協議を行う。その際、業務の実施方法や経費などについて条件を付したり、変更したりする場合がある。この結果、業務内容および契約金額について合意に達した場合に委託契約を締結するものとする。

協議が不調に終わり、契約に至らなかった場合には、審査結果において総合点が次に高い参加者を契約予定者として、協議を行うことがある。

### 10 失格

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となるので注意すること。

1. 提出期限に遅れた場合
2. 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
3. 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
4. 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
5. その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

### 11 その他

- (1) 公募型プロポーザルに要する経費は全て各事業者負担とする。
- (2) 提出されたすべての書類については、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (3) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (4) 採用した場合でも、両者協議の上、その内容を変更することがある。
- (5) 委託料の支払は、精算払いとする。また、この業務委託の実施については、滋賀県財務規則が適用される。
- (6) 本事業の取組状況や成果等は、県のホームページや広報誌等で公表する場合がある。
- (7) 事業の大部分を第三者に委託する提案内容となっているときは、採択しない。
- (8) 大学または短期大学の地域連携もしくは産学官連携等の研究支援部門に所属するものが提出の担当者となること。研究室からの提出、教員個人からの提出は認めない。

## 12 関係様式

- 様式1 参加申込書
- 様式2 企業・団体等概要書
- 様式3 企画提案書(参考様式)
- 様式4 質問票
- 様式5 見積書

## 13 問合せ先

滋賀県商工労働部 イノベーション推進課 技術革新推進係  
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号  
TEL:077-528-3794 FAX:077-528-4876  
E-mail:[fd0002@pref.shiga.lg.jp](mailto:fd0002@pref.shiga.lg.jp)